

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、固定資産税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p> <p>④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①申告データの審査と管理</p> <p>②申請・届出データの審査と管理</p> <p>③申告データの連携</p> <p>④償却資産申告データの連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXから、紙媒体で出力し、固定資産税システムには手動で入力しているため、接続はしていない。)</p>
システム4	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	<p>固定資産税システムから家屋の所有者情報と建築確認情報を取り込み、家屋評価を実施するシステム。 評価情報を管理し、固定資産税システムと連携して固定資産税の賦課の業務に供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム7	
①システムの名称	概要調書作成システム
②システムの機能	①総務省電子調査表連携機能：総務省配布の電子調査表(エクセルファイル)へ連携する。 ②端数処理確認機能：端数処理前と端数処理後の2種類を画面表示し、端数処理の比較確認を行う。 ③CSVファイル出力機能：端数処理前と端数処理後の内容でCSVファイルを出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (松山市税総合情報システムより出力したCSV形式のデータを、庁内ネットワークを通じて取り込みを行っているため、接続はしていない。)
システム8	
①システムの名称	資産税地理情報システム
②システムの機能	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を資産税地理情報システム内の属性データとして取り込み、資産税地理情報システムで固定資産税情報を参照する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (松山市税総合情報システムより出力したファイルを業務系ネットワークを通じて受渡、取り込みを行っているため、接続はしていない。)
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市 理財部 資産税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者、納税通知書の送付先名義人
その必要性	固定資産税の適正な賦課を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 ・納税義務者、納税管理人、相続人代表者、納税通知書の送付先名義人を特定するため 【4情報及び連絡先情報】 ・納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・相続人代表者・送付先名義人への連絡先等の把握のため 【業務関係情報】 ・地方税関係情報：固定資産税の評価額・税額の算出のため ・算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	松山市 理財部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、都市生活サービス課、建築指導課、農業委員会、市民税課、生活衛生課、医事業事課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局、税務署、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※	課税対象者(住登外課税者含む)に対し適正な固定資産税の賦課を行う。 ※過去の年度で賦課決定及び賦課更正する者を含む。
④使用の主体	使用部署
	使用者数
⑤使用方法	<p>【理財部】資産税課、納税課、市民税課 【総合政策部】システム管理課 【市民部】市民課、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所</p> <p>I 土地・家屋の登記情報の管理 ・土地・家屋の登記情報の入力 ・登記名義人情報の登録 ・土地家屋課税台帳から土地・家屋の登記情報・所有者情報の参照</p> <p>II 土地・家屋の課税事務 ・土地・家屋の評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力</p> <p>III 償却資産の課税事務 ・申告書等の送付 ・償却資産の保有情報の入力・評価 ・納税義務者情報(送付先等含む)の入力</p> <p>IV 賦課事務 ・当初処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・賦課更正処理を行い、納税義務者の宛名情報を基に納税通知書の発送 ・返戻分の調査・再発送</p>
情報の突合	・上記項番 I ～IVで、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	税システム等運用支援業務委託	
①委託内容	・松山市税総合情報システムの運用支援業務。 ・法制度改正に伴う松山市税務総合情報システムの改修作業。 ・委託する業務については、個人情報 を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 愛媛支部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	税システム等運用支援業務委託
委託事項2～5		
委託事項2	松山市通知書等作成・封入・封緘業務委託	
①委託内容	当初賦課決定後の納税通知書発行及び発送	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社コーユービジネス 松山営業所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	資産税地理情報システム運用支援業務委託	
①委託内容	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を資産税地理情報システム内の属性データとして取り込み、資産税地理情報システムで固定資産税情報を参照できるようにする。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 パスコ 愛媛支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	地方税に関する事務
③提供する情報	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	年に数回
提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	特定個人情報保護ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.更新年月日、2.更新時刻、3.更新職員番号、4.更新端末ID、5.更新アクセスコード、6.更新プログラムID、7.前回更新年月日、8.前回更新時刻、9.前回更新職員番号、10.前回更新端末ID、11.前回更新アクセスコード、12.前回更新プログラムID、13.町丁コード、14.町丁名カナ、15.町丁名漢字、16.地区コード、17.市街化区分、18.自治体コード、19.番地編集区分、20.番地名称O、21.名称O編集フラグ、22.減額コードID、23.減額コード値、24.正式名称、25.略称、26.条名、27.土地使用フラグ、28.家屋使用フラグ、29.償却使用フラグ、30.賦課使用フラグ、31.減額適用区分、32.適用開始年度、33.適用終了年度、34.判定開始年月日、35.判定終了年月日、36.分子、37.分母、38.適用年数、39.特殊計算区分、40.概要調査連携用コード値、41.区分、42.共通一最新年度、43.共通一保有可能年数、44.共通一オンライン更新開始年度、45.共通一一期一括徴収税額、46.共通一年税切り捨て額、47.共通一期別切り捨て額、48.共通一課税切り捨て額、49.共通一当初中フラグ、50.共通一オンライン決裁フラグ、51.共通一税目単位コード、52.共通一家屋課税明細出力区分、53.共通一持分違い管理区分、54.土地一農地本則年度、55.土地一宅地等本則年度、56.土地一単価算出区分、57.土地一特定市フラグ、58.土地一仮換地番号コード、59.土地一評価額単価区分、60.土地一不整形地計算開始年度、61.土地一通路開設計算開始年度、62.土地一無道路地計算開始年度、63.土地一道路幅員計算開始年度、64.家屋一評価替フラグ、65.家屋一評価計算開始年度、66.償却一決定区分、67.償却一みなし課税フラグ、68.償却一異動入力開始年月日、69.償却一異動入力終了年月日、70.編集一土地所在地コード、71.編集一家屋所在地コード、72.編集一家屋番号コード、73.管理番号区分、74.年度、75.管理番号、76.共通一課税年度、77.共通一基準年度、78.共通一固定資産税率、79.共通一土地免税点、80.共通一家屋免税点、81.共通一償却資産免税点、82.家屋一新軽床面積要件下限、83.家屋一新軽床面積要件貸家下限、84.家屋一新軽床面積要件上限、85.家屋一新軽対象床面積上限、86.償却一課税上限額、87.閉鎖区分、88.課非区分、89.土地物件番号、90.物件所在地町丁コード、91.物件所在地本番、92.物件所在地枝番、93.物件所在地分離、94.物件所在地編集コード、95.物件所在地漢字、96.複合利用用地合算区分、97.画地番号、98.画地番号区分、99.画地判定区分、100.分合筆元元区分、101.分合筆受付年月日、102.土地表示受付年月日、103.土地表示原因年月日、104.土地表示変更区分、105.土地表示の目的コード、106.土地表示原因コード、107.登記地目コード、108.登記地積、109.土地権利受付年月日、110.土地権利原因年月日、111.土地権利変更区分、112.土地権利の目的コード、113.土地権利原因コード、114.義務者宛名番号、115.義務者持分番号、116.個人法人区分、117.名義人宛名番号、118.名義人持分番号、119.名義人氏名、120.名義人住所、121.所有者判定区分、122.農地区分、123.農地転用区分、124.農地転用目的コード、125.農地転用条項区分、126.農地転用年月日、127.農地転用期限、128.標準地番号、129.一筆造成費コード、130.都市計画区分、131.市街化適用年度、132.土地調査年月日、133.未調査区分、134.異動年月日、135.評価区分、136.評価方法区分、137.課税地目コード、138.課税地積、139.現況原因事由コード、140.仮換地番号、141.区画整理区分、142.農業用施設用地区分、143.宅地比準区分、144.沿線地フラグ、145.土地非課税コード、146.土地非課税開始年度、147.土地非課税終了年度、148.土地非課税適用区分、149.土地特例コード、150.土地特例開始年度、151.土地特例終了年度、152.土地特例率分子、153.土地特例率分母、154.土地特例適用区分、155.土地特例地積、156.土地軽減コード、157.土地軽減開始年度、158.土地軽減終了年度、159.土地軽減率分子、160.土地軽減率分母、161.土地軽減適用区分、162.土地軽減地積、163.土地減免コード1、164.土地減免開始年度、165.土地減免開始期、166.土地減免終了年度、167.土地減免終了期、168.土地減免率分子、169.土地減免率分母、170.土地減免適用区分、171.土地減免地積、172.一筆補正コード、173.一筆補正コード枝番、174.一筆補正開始年、175.一筆補正終了年、176.一筆補正率、177.追加一筆補正率有無フラグ、178.前年度評価額、179.一筆平米当り評点数、180.本年度評価額、181.価格単位区分、182.前年度価格、183.本年度価格、184.地積強制入力フラグ、185.小規模住宅用地割合、186.小規模地積、187.小規外住宅用地割合、188.小規外地積、189.非住宅割合、190.非住宅地積、191.固定小規模課税額評価額、192.固定小規模課税額本則、193.固定小規模課税額前年度、194.固定小規模課税額負担水準、195.固定小規模課税額負担調整率、196.固定小規模課税額本年度、197.固定小規模負担調整区分、198.固定小規模本則区分、199.固定小規模課税額本年度特例前、200.固定小規模類似土地比準割合、201.固定小規外課税額評価額、202.固定小規外課税額本則、203.固定小規外課税額前年度、204.固定小規外課税額負担水準、205.固定小規外課税額負担調整率、206.固定小規外課税額本年度、207.固定小規外負担調整区分、208.固定小規外本則区分、209.固定小規外課税額本年度特例前、210.固定小規外類似土地比準割合、211.固定非住宅課税額評価額、212.固定非住宅課税額本則、213.固定非住宅課税額前年度、214.固定非住宅課税額負担水準、215.固定非住宅課税額負担調整率、216.固定非住宅課税額本年度、217.固定非住宅負担調整区分、218.固定非住宅本則区分、219.固定非住宅課税額本年度特例前、220.固定非住宅類似土地比準割合、221.固定非住宅課税額条例前年度、222.固定非住宅課税額条例本年度、223.固定非住宅課税額条例本年度特例、224.固定非住宅条例類似土地比準割合、225.固定課税標準額合計評価額、226.固定課税標準額合計本則、227.固定課税標準額合計前年度、228.固定課税標準額合計本年度、229.固定課税標準額合計本年度特例前、230.固定特例課税額、231.固定軽減課税額、232.固定軽減税額、233.固定減免課税額、234.固定減免税額、235.固定条例減税額、236.固定相当算出税額、237.標準地区分、238.画地住非区分、239.画地住宅用地割合、240.画地住宅戸数、241.計算不整合フラグ、242.価格凍結区分、243.価格凍結年度、244.価格、245.画地構成区分、246.画地総地積、247.平米当り評点数、248.控除前評点数、249.画地筆数、250.正面路線番号、251.正面間口距離実測、252.正面奥行距離実測、253.正面その他補正率、254.正面奥行価格逓減率、255.正面間口狭小補正率、256.正面奥行長大補正率、257.正面評点数、258.側方1路線番号、259.側方1間口距離実測、260.側方1奥行距離実測、261.側方1その他補正率、262.側方1奥行価格逓減率、263.側方1間口狭小補正率、264.側方1奥行長大補正率、265.側方1加算率、266.側方1角地区分、267.側方1評点数、268.側方2路線番号、269.側方2間口距離実測、270.側方2奥行距離実測、271.側方2その他補正率、272.側方2奥行価格逓減率、273.側方2間口狭小補正率、274.側方2奥行長大補正率、275.側方2加算率、276.側方2角地区分、277.側方2評点数、278.二方路線番号、279.二方間口距離実測、280.二方奥行距離実測、281.二方その他補正率、282.二方奥行価格逓減率、283.二方間口狭小補正率、284.二方奥行長大補正率、285.二方加算率、286.二方評点数、287.不整形想定間口実測、288.不整形想定奥行実測、289.想定整形地積、290.蔭地割合、291.不整形地補正率、292.不整形地補正率採用区分、293.採用不整形地補正率、294.無道路近い奥行実測、295.通路開設補正率、296.無道路遠い奥行実測、297.無道路奥行価格逓減率、298.無道路補正率、299.道路幅員実測、300.道路幅員補正率、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

301.造成費コード、302.造成費採用区分、303.画地補正コード、304.画地補正コード枝番、305.画地補正開始年、306.画地補正終了年、307.画地補正率、308.追加画地補正率有無フラグ、309.非住宅コード、310.住非区分、311.住宅用地割合、312.住宅戸数、313.家屋延床面積、314.家屋物件番号、315.土地管理番号区分、316.補正コード、317.補正コード枝番、318.補正開始年、319.補正終了年、320.補正率、321.排他フラグ、322.標準地路線価番号、323.街路区分、324.状況類似番号、325.鑑定価格、326.閉鎖年度、327.主要路線価番号、328.路線価、329.単価、330.用途地区区分、331.標準地奥行距離、332.時点修正率、333.課税年度、334.号番、335.室番、336.履歴番号、337.敷地権判定区分、338.土地更正年月日、339.土地更正事由コード、340.土地更正中フラグ、341.区分所有宛番号、342.区分所有持分分子、343.区分所有持分分母、344.区分所有減免コード、345.区分所有減免率分子、346.区分所有減免率分母、347.区分所有減免適用区分、348.区分所有免税点区分、349.区分所有固定共用税額、350.区分所有固定共用補正率、351.区分所有都計共用税額、352.区分所有都計共用補正率、353.画地更正中フラグ、354.特記情報、355.土地一筆更新前、356.土地一筆価格更新前、357.画地更新前、358.土地一筆更新後、359.土地一筆価格更新後、360.画地更新後、361.課税土地一筆更新前、362.課税土地一筆価格更新前、363.課税画地更新前、364.課税土地一筆更新後、365.課税土地一筆価格更新後、366.課税画地更新後、367.標準地路線価更新前、368.標準地路線価更新後、369.画地履歴番号、370.土地履歴番号、371.分合筆区分、372.表示受付年月日、373.造成費の深さ下限、374.造成費の深さ上限、375.造成費種別区分、376.造成費、377.補正名称、378.補正枝番名称、379.直接入力可能区分、380.開始年、381.終了年、382.家屋所在地町丁コード、383.家屋所在地本番、384.家屋所在地枝番、385.家屋所在地外筆、386.家屋所在地編集コード、387.家屋所在地漢字、388.調査番号、389.未登記区分、390.家屋番号町丁コード、391.家屋番号本番、392.家屋番号枝番、393.家屋番号編集コード、394.家屋番号漢字、395.棟番、396.建物名称、397.該当階、398.規約共用区分、399.共用区分、400.実際所在地町丁コード、401.実際所在地本番、402.実際所在地枝番、403.実際所在地外筆、404.実際所在地編集コード、405.実際所在地漢字、406.登記種類コード、407.登記構造コード、408.登記屋根コード、409.登記階層地上、410.登記階層地下、411.登記床面積一階、412.登記床面積二階以上、413.登記床面積地下、414.登記延床面積、415.家屋表示変更区分、416.家屋表示の目的コード、417.家屋表示受付年月日、418.家屋表示原因コード、419.家屋表示原因年月日、420.家屋権利変更区分、421.家屋権利の目的コード、422.家屋権利受付年月日、423.家屋権利原因コード、424.家屋権利原因年月日、425.明細番号、426.主たる明細区分、427.木非区分、428.プレハブ区分、429.明細用途コード、430.明細構造コード、431.明細屋根コード、432.明細種類コード、433.明細階層地上、434.明細階層地下、435.明細床面積一階、436.明細床面積二階以上、437.明細床面積地下、438.明細延床面積、439.住宅部分床面積、440.非住宅部分床面積、441.家屋非課税コード、442.家屋非課税開始年度、443.家屋非課税終了年度、444.家屋非課税適用区分、445.家屋非課税床面積、446.家屋特例コード、447.家屋特例開始年度、448.家屋特例終了年度、449.家屋特例率分子、450.家屋特例率分母、451.家屋特例適用区分、452.家屋特例床面積、453.家屋軽減コード、454.家屋軽減開始年度、455.家屋軽減終了年度、456.家屋軽減率分子、457.家屋軽減率分母、458.家屋軽減適用区分、459.家屋軽減床面積、460.家屋軽減住宅戸数、461.家屋軽減切れフラグ、462.家屋減免コード、463.家屋減免開始年度、464.家屋減免開始期、465.家屋減免終了年度、466.家屋減免終了期、467.家屋減免率分子、468.家屋減免率分母、469.家屋減免適用区分、470.家屋減免床面積、471.当初平米当再建築費評点数、472.前基準年平米当再建築費評点数、473.平米当再建築費評点数、474.前基準年再建築費評点数、475.再建築費評点数、476.前基準年評価額、477.評価額、478.減価処置年度、479.前基準年理論評価額、480.理論評価額、481.前基準年上昇率、482.経過年数、483.用途変更経過年数、484.前基準年経年減点補正率、485.経年減点補正率、486.積雪補正率、487.損耗補正率、488.需給補正率、489.不均衡、490.その他の補正率、491.未完成コード、492.評価戸数、493.分離課税区分、494.登記建築日、495.建築年次、496.用途変更年、497.建築事由コード、498.調査年月日、499.明細原因事由コード、500.明細原因年月日、501.固定課税標準額、502.固定特例課税標準額、503.按分元家屋物件番号、504.按分元号番、505.按分元室番、506.規約共用分専有床面積合計、507.規約共用分専有床面積、508.規約按分区分、509.共有者宛番号、510.人数、511.構成員宛番号、512.構成員持分番号、513.住宅割合、514.敷地権コード、515.敷地権持分分子、516.敷地権持分分母、517.区分所有非課税コード、518.区分所有非課税開始年度、519.区分所有非課税終了年度、520.区分所有非課税適用区分、521.区分所有減免開始年度、522.区分所有減免開始期、523.区分所有減免終了年度、524.区分所有減免終了期、525.規約分専有床面積合計、526.一般分専有床面積合計、527.専有床面積、528.種類コード、529.関連家屋物件番号、530.関連家屋号番、531.家屋一棟更正年月日、532.家屋一棟更正事由コード、533.家屋一棟更正中フラグ、534.家屋明細更正年月日、535.家屋明細更正事由コード、536.家屋明細更正中フラグ、537.区分所有更正事由コード、538.区分所有更正年月日、539.家屋更正年月日、540.家屋更正事由コード、541.家屋更正中フラグ、542.家屋所在地字コード、543.家屋一棟未登記区分、544.家屋番号字コード、545.実際所在地字コード、546.家屋表示受付番号、547.家屋権利受付番号、548.共用部住宅床面積、549.共用部非住宅床面積、550.家屋明細未登記区分、551.固定軽減課税標準額、552.固定減免課税標準額、553.外筆区分、554.外筆管理番号、555.地上地下フラグ、556.階数、557.床面積、558.更新前一棟情報、559.更新前明細情報、560.更新後一棟情報、561.更新後明細情報、562.更新前課税一棟集計情報、563.更新後課税一棟集計情報、564.上昇率構造区分、565.上昇率用途区分、566.基準年度、567.評点数構成区、568.評点数、569.宛番号、570.償却更正事由コード、571.償却更正年月日、572.屋号、573.合算区分、574.償却グループ番号、575.業種種目コード、576.資本金、577.事業開始年月日、578.決算期、579.担当者氏名、580.担当者電話番号、581.税理士宛番号、582.税理士氏名、583.税理士電話番号、584.税理士住所、585.短縮年数資産有無フラグ、586.増加償却資産有無フラグ、587.非課税資産有無フラグ、588.課税特例資産有無フラグ、589.特別償却圧縮記帳有無フラグ、590.償却方法、591.青色申告有無フラグ、592.資産の所在地市内市外区分、593.資産の所在地市外住所コード、594.資産の所在地住所自治体コード、595.資産の所在地住所町名コード、596.資産の所在地住所番地コード、597.資産の所在地住所枝番コード、598.資産の所在地住所小枝番コード、599.資産の所在地住所番地編集区分、600.資産の所在地漢字、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

601.事業所用家屋の所有区分、602.借用資産有無フラグ、603.申告書発送番号、604.申告書発送年月日、605.申告書受付年月日、606.申告状況区分、607.申告区分、608.申告書発送区分、609.催告状況、610.実地調査対象区分、611.減免資産有無フラグ、612.家屋除外区分、613.予備領域、614.削除フラグ、615.償却更正中フラグ、616.前年度帳簿価額、617.前年度帳簿価額合計、618.前年度評価額合計、619.前年取得価額、620.前年取得価額合計、621.前年中減少価額、622.前年中減少価額合計、623.前年中取得価額、624.前年中取得価額合計、625.取得価額、626.取得価額合計、627.帳簿価額、628.帳簿価額合計、629.評価額合計、630.決定価格区分、631.決定価格、632.決定価格合計、633.課税標準額、634.課税標準額合計、635.減免相当帳簿価額、636.減免相当帳簿価額合計、637.減免相当評価額、638.減免相当評価額合計、639.減免対象課税、640.減免対象課税合計、641.減免税額帳簿、642.減免税額帳簿合計、643.減免税額評価、644.減免税額評価合計、645.減免税額、646.減免税額合計、647.特例減少帳簿価額、648.特例減少帳簿価額合計、649.特例減少評価額、650.特例減少評価額合計、651.特例減少課税、652.特例減少課税合計、653.免税点判定、654.明細数、655.明細数合計、656.種類区分、657.資産コード、658.資産名称、659.数量、660.増加事由コード、661.取得年月、662.取得特例日区分、663.耐用年数、664.耐用年数変更年度、665.耐用年数変更耐年、666.申告年度、667.償却特例コード、668.償却特例率分子、669.償却特例率分母、670.償却特例開始年度、671.償却特例終了年度、672.減少事由コード、673.減少区分、674.減少取得価額、675.増加償却率、676.増加償却月、677.陳腐化年度、678.陳腐化耐用年数、679.残存率帳簿、680.残存率評価、681.本年度帳簿価額、682.控除帳簿価額、683.控除評価額、684.加算帳簿価額、685.加算評価額、686.課税標準帳簿価額、687.課税標準評価額、688.帳簿価額限度額フラグ、689.評価額限度額フラグ、690.償却非課税コード、691.償却減免コード、692.償却減免率分子、693.償却減免率分母、694.償却減免開始年度、695.償却減免開始期、696.償却減免終了年度、697.償却減免終了期、698.災害コード、699.その他補正コード、700.分離対象家屋物件番号、701.分離対象番号、702.分離対象室番、703.特例減免対象区分、704.償却強制修正区分、705.償却調査年月日、706.調査場所区分、707.発見取得価格、708.調査内容、709.職員番号、710.申告受付日、711.氏名漢字、712.償却課税異動前、713.償却課税異動後、714.償却明細異動前、715.償却明細異動後、716.申告連番、717.受付番号、718.減価率区分、719.減価率、720.税目コード、721.調定年度、722.通知書番号、723.納税組合番号、724.口座振替有無フラグ、725.調定区分、726.更正年度、727.賦課修正理由コード、728.更正決定年月日、729.更正予定年月日、730.通知年月日、731.強制修正年月日、732.分割課税有無フラグ、733.土地物件数、734.家屋物件数、735.償却資産有無フラグ、736.土地免税点判定区分、737.土地区分免税点判定区分、738.家屋免税点判定区分、739.償却免税点判定区分、740.固定土地課税標準額、741.固定家屋課税標準額、742.償却資産課税標準額、743.固定合計課税、744.固定区分土地課税標準額、745.固定土地軽減対象課税額、746.固定土地軽減税額、747.固定区分土地軽減対象課税額、748.固定区分土地軽減税額、749.固定家屋軽減対象課税額、750.固定家屋軽減税額、751.固定土地減免対象課税額、752.固定家屋減免対象課税額、753.償却資産減免対象課税額、754.固定土地減免税額、755.固定家屋減免税額、756.償却資産減免税額、757.固定区分土地減免対象課税額、758.固定区分土地減免税額、759.固定区分土地税額、760.固定資産税額、761.固定算出税額、762.固定減税額、763.固定差引後税額、764.年税額、765.決定税額、766.既課税額、767.増減調定額、768.年税額過年度合計、769.確定税額各期、770.確定税額随時期、771.確定税額過随期、772.期別税額各期、773.期別税額随時期、774.過年度随時税額、775.納期限各期、776.納期限随時期、777.過年度納期限、778.更正期別コード、779.証明発行禁止フラグ、780.新築軽減切れフラグ、781.徴収猶予対象フラグ、782.特記情報-NC783.賦課オンライン決裁処理フラグ、784.収納連携禁止フラグ、785.更新前賦課情報、786.更新後賦課情報、787.調定年月、788.調定年月日、789.調定内訳分類コード、790.固定土地課税件数、791.固定家屋課税件数、792.償却資産課税件数、793.固定課税件数、794.固定区分土地課税件数、795.固定土地税額件数、796.固定家屋税額件数、797.償却資産税額件数、798.固定資産税額件数、799.固定区分土地税額件数、800.固定土地軽減税額件数、801.固定家屋軽減税額件数、802.固定軽減税額件数、803.固定区分土地軽減税額件数、804.固定土地減免税額件数、805.固定家屋減免税額件数、806.償却資産減免税額件数、807.固定減免税額件数、808.固定区分土地減免税額件数、809.固定その他減免税額件数、810.固定土地確定税額件数、811.固定家屋確定税額件数、812.償却資産確定税額件数、813.固定確定税額件数、814.固定徴収猶予税額件数、815.固定家屋納付年税額件数、816.償却資産納付年税額件数、817.固定納付年税額件数、818.納付年税額件数、819.各期税額件数、820.期別税額随時期件数、821.過年度随時税額件数、822.固定土地課税、823.固定家屋課税、824.償却資産課税、825.固定区分土地課税、826.固定土地税額、827.固定家屋税額、828.償却資産税額、829.固定その他減免税額、830.固定土地確定税額、831.固定家屋確定税額、832.償却資産確定税額、833.固定確定税額、834.固定土地納付年税額、835.固定家屋納付年税額、836.償却資産納付年税額、837.固定納付年税額、838.納付年税額、839.各期税額、840.訂正書整理番号、841.調定増減区分、842.固定土地課税増減件数、843.固定家屋課税増減件数、844.償却資産課税増減件数、845.固定合計課税増減件数、846.固定区分土地課税増減件数、847.固定土地税額増減件数、848.固定家屋税額増減件数、849.償却資産税額増減件数、850.固定資産税額増減件数、851.固定区分土地税額増減件数、852.固定土地軽減税額増減件数、853.固定家屋軽減税額増減件数、854.固定軽減税額増減件数、855.固定区分土地軽減税額増減件数、856.固定土地減免税額増減件数、857.固定家屋減免税額増減件数、858.償却資産減免税額増減件数、859.固定減免税額増減件数、860.固定区分土地減免税額増減件数、861.固定その他減免税額増減件数、862.固定土地確定税額増減件数、863.固定家屋確定税額増減件数、864.償却資産確定税額増減件数、865.固定確定税額増減件数、866.固定土地年税額増減件数、867.固定家屋年税額増減件数、868.償却資産年税額増減件数、869.固定年税額増減件数、870.年税額増減件数、871.各期税額増減件数、872.期別税額随時期増減件数、873.過年度随時税額増減件数、874.固定土地課税標準額差額、875.固定家屋課税標準額差額、876.償却資産課税標準額差額、877.固定合計課税標準額差額、878.固定区分土地課税標準額差額、879.固定土地税額差額、880.固定家屋税額差額、881.償却資産税額差額、882.固定資産税額差額、883.固定区分土地税額差額、884.固定土地軽減税額差額、885.固定家屋軽減税額差額、886.固定軽減税額差額、887.固定区分土地軽減税額差額、888.固定土地減免税額差額、889.固定家屋減免税額差額、890.償却資産減免税額差額、891.固定減免税額差額、892.固定区分土地減免税額差額、893.固定その他減免税額差額、894.固定土地確定税額差額、895.固定家屋確定税額差額、896.償却資産確定税額差額、897.固定確定税額差額、898.固定土地年税額差額、899.固定家屋年税額差額、900.償却資産年税額差額、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

901.固定年税額差額、902.年税額差額、903.各期税額差額、904.期別税額随時期差額、905.過年度随時税額差額、906.土地家屋区分、907.物件番号、908.更正事由コード、909.更正年月日、910.元先義務者宛名番号、911.更正前物件所在地町丁コード、912.更正前物件所在地本番、913.更正前物件所在地枝番、914.更正前物件所在地分離、915.更正前物件所在地外筆、916.更正前物件所在地編集コード、917.更正前物件所在地漢字、918.更正前家屋番号町丁コード、919.更正前家屋番号本番、920.更正前家屋番号枝番、921.更正前家屋番号編集コード、922.更正前家屋番号漢字、923.更正前棟番、924.更正前調査番号、925.更正前登記地目コード、926.更正前課税地目コード、927.更正前登記種類コード、928.更正前登記構造コード、929.更正前登記屋根コード、930.更正前登記階層地上、931.更正前登記階層地下、932.更正前号番、933.更正前室番、934.更正前登記地積又は床面積、935.更正前課税地積又は床面積、936.更正前市街化区分、937.更正前明細用途コード、938.更正前明細構造コード、939.更正前明細屋根コード、940.更正前明細種類コード、941.更正前明細階層地上、942.更正前明細階層地下、943.更正前評価額、944.更正前固定課税標準額、945.更正前固定相当算出税額、946.更正前減免コード、947.更正前固定減免課税額、948.更正前固定減免税額、949.更正前減免地積、950.更正前軽減コード、951.更正前固定軽減税額、952.更正前区分所有持分分子、953.更正前区分所有持分分母、954.更正前免税点判定区分、955.更正後物件所在地町丁コード、956.更正後物件所在地本番、957.更正後物件所在地枝番、958.更正後物件所在地分離、959.更正後物件所在地外筆、960.更正後物件所在地編集コード、961.更正後物件所在地漢字、962.更正後家屋番号町丁コード、963.更正後家屋番号本番、964.更正後家屋番号枝番、965.更正後家屋番号編集コード、966.更正後家屋番号漢字、967.更正後棟番、968.更正後調査番号、969.更正後登記地目コード、970.更正後課税地目コード、971.更正後登記種類コード、972.更正後登記構造コード、973.更正後登記屋根コード、974.更正後登記階層地上、975.更正後登記階層地下、976.更正後号番、977.更正後室番、978.更正後登記地積又は床面積、979.更正後課税地積又は床面積、980.更正後市街化区分、981.更正後明細用途コード、982.更正後明細構造コード、983.更正後明細屋根コード、984.更正後明細種類コード、985.更正後明細階層地上、986.更正後明細階層地下、987.更正後評価額、988.更正後固定課税標準額、989.更正後固定相当算出税額、990.更正後減免コード、991.更正後固定減免課税額、992.更正後固定減免税額、993.更正後減免地積、994.更正後軽減コード、995.更正後固定軽減税額、996.更正後区分所有持分分子、997.更正後区分所有持分分母、998.更正後免税点判定区分、999.更正前決定価格、1000.更正前決定価格合計、1001.更正前課税標準額、1002.更正前課税標準額合計、1003.更正前減免対象課税額、1004.更正前特例減少課税額、1005.更正前償却資産税額、1006.更正後決定価格、1007.更正後決定価格合計、1008.更正後課税標準額、1009.更正後課税標準額合計、1010.更正後減免対象課税額、1011.更正後特例減少課税額、1012.更正後償却資産税額、1013.徴収猶予税額各期、1014.徴収猶予取消額各期、1015.明細SEQ番号、1016.物件所在地外筆、1017.課非区分、1018.登記地積又は床面積、1019.課税地積又は床面積、1020.筆数、1021.固定減免課税標準額、1022.固定課税標準額前年度、1023.固定課税標準額本年度、1024.軽減切れフラグ、1025.軽減コード、1026.減免コード、1027.非課税コード、1028.特例コード、1029.更正事由コード、1030.共有者持分番号、1031.共有区分、1032.共有理由コード、1033.共有人数、1034.分割課税開始年度、1035.個人分持分合計分子、1036.個人分持分合計分母、1037.法人分持分合計分子、1038.法人分持分合計分母、1039.予備フラグ、1040.共有構成員宛名番号、1041.共有構成員連番、1042.共有代表者区分、1043.共有持分分子、1044.共有持分分母、1045.償却物件番号、1046.使用区分、1047.消除区分、1048.分類、1049.種類、1050.通知書受付年月日、1051.納付書発行年月日、1052.収納異動年月日、1053.収納異動連番、1054.統計報告フラグ、1055.通知人、1056.所属会計、1057.土地価格、1058.土地数量、1059.家屋価格、1060.家屋数量、1061.償却価格、1062.償却数量、1063.算定標準額、1064.交付金額、1065.異動事由、1066.字コード、1067.本番、1068.枝番、1069.分離、1070.所在地編集コード、1071.所在地漢字、1072.適用区分、1073.物件区分、1074.物件種目、1075.数量単位、1076.物件価格、1077.開始年月日、1078.終了年月日、1079.個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
固定資産税情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に松山市税総合情報システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
-							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末にアクセスするための顔認証とシステムにログインするためのパスワード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 						
その他の措置の内容	-						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・電子データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを担当職員が必ず確認し、それを記録している。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 管理責任者が任命した担当職員がマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①情報照会機能で、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録がなされるため、不適切な接続端末の操作や、オンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録がなされるため、不適切な接続端末の操作や、オンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携でのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり</p>	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームでの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することで、統一した設備環境での高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者のセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者の均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受けつける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市理財部資産税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6312)
②対応方法	電話による対応を受けつける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I 2 システム5 ③他のシステムとの接続		[○]その他（電子記録媒体を利用して取り込みを行っているため、接続はしていない。）	事後	追加事項
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 6 ②所属長	資産税課長 宮本 直樹	資産税課長 重信 美樹	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先の変更に伴う修正
平成29年9月6日	II 4 委託事項2 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社コーユービジネス 松山営業所	事後	委託先の変更に伴う修正
平成29年9月6日	II 4 委託事項3 ③委託先名	ドコモシステムズ株式会社	ドコモ・システムズ株式会社 ドコモビジネス事業部	事後	委託先の名称変更に伴う修正
平成31年2月15日	II 4 委託事項1 ①委託内容	税務システム	松山市税務総合情報システム	事後	文言の修正
令和2年3月19日	I 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
令和2年3月19日	II 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第7号	事後	誤記の修正
令和2年3月19日	II 5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第7号	事後	誤記の修正
令和2年3月19日	II 5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第9号	事後	誤記の修正

令和3年2月2日	I 2 システム8 ①システムの名称	都市情報システム	資産税地理情報システム	事後	システムの入替
令和3年2月2日	I 2 システム8 ②システムの機能	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を都市情報の資産税サブシステム内の属性データとして取り込み、都市情報で固定資産税情報を参照する。	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を資産税地理情報システム内の属性データとして取り込み、資産税地理情報システムで固定資産税情報を参照する。	事後	システムの入替
令和3年2月2日	I 2 システム8 ③他のシステムとの接続その他	電子記録媒体を利用して取り込みを行っているため、接続はしていない。	松山市税総合情報システムより出力したファイルを業務系ネットワークを通じて受渡、取り込みを行っているため、接続はしていない。	事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3	都市情報システム運用支援業務等業務委託	資産税地理情報システム運用支援業務委託	事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3 ①委託内容	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を都市情報の資産税サブシステム内の属性データとして取り込み、都市情報で固定資産税情報を参照できるようにする。	松山市税総合情報システム内の個人情報・税務情報を資産税地理情報システム内の属性データとして取り込み、資産税地理情報システムで固定資産税情報を参照できるようにする。	事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3 ③委託先名	ドコモ・システムズ株式会社 ドコモビジネス事業部	株式会社 パスコ 愛媛支店	事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。		事後	システムの入替
令和3年2月2日	II 4 委託事項3 ⑥再委託事項	都市情報システム運用支援業務等業務委託		事後	システムの入替
令和3年11月11日	II 3 ①入手元	用地課	都市生活サービス課	事後	課名変更
令和3年11月11日	II 3 ④使用の主体	松山三越		事後	業務終了により除外
令和3年11月11日	II 4 ③委託先名	富士通株式会社 松山支店	富士通Japan株式会社 愛媛支部	事後	社名変更
令和3年11月11日	I 25② 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	号ずれ
令和3年11月11日	II 5提供先1① 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	号ずれ
令和3年11月11日	II 5提供先2① 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	号ずれ

令和3年11月11日	Ⅱ5提供先3① 法令上の根拠	番号法第19条9号	番号法第19条10号	事後	号ずれ
令和4年11月11日	Ⅱ3 ④使用の主体	ICT戦略課	システム管理課	事後	課名変更
令和5年11月13日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な 管理方法	端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証	端末にアクセスするための顔認証とシステムにログインするためのパスワード認証	事後	端末認証方法の変更
令和5年11月13日	Ⅳ1 ②請求方法について	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	表紙 保護の宣言	・・・認識し、特定個人情報の・・・	・・・認識し、 「番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、」 特定個人情報の・・・	事後	内容の追加
令和5年11月13日	表紙 保護の宣言 特記事項	操作カード(職員証)やパスワードで	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により	事後	認証方法の変更に伴う修正